

会則の一部変更

書面による臨時総会を開催し、会則の一部を下記の通り変更することが承認されました。

【変更前】

第4条 本研究会は、事務局を 株式会社大林組に置く。
事務局の任期は2年間とする。

【変更後】

第4条 本研究会は、事務局を [東京都中央区日本橋蛸殻町1-6-4](#)に置く。
事務局の任期は2年間とする。